

平成 26 年 10 月 29 日
福祉部福祉施策調整担当課
福祉部介護保険課

地方分権改革に伴う介護保険法関係条例の素案について

1 内容

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）において、介護保険法（平成9年法律第123号）の改正がなされ、これまで厚生労働省令で定めていた介護予防支援に関する基準および地域包括支援センターに関する基準について、区の条例で定めることとされた。

これを受け、練馬区における基準を規定した条例を制定する。

2 条例名

- (1) （仮称）練馬区指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例
…（資料3、資料4）
- (2) （仮称）練馬区地域包括支援センターの人員および運営の基準に関する条例
…（資料5、資料6）

3 施行期日

平成27年4月1日（予定）

4 今後の予定

平成26年11月21日 区民意見反映制度による意見募集の実施
意見募集期間：11月21日（金）～12月10日（水）
周知方法：ねりま区報11月21日号および区ホームページ

平成27年2月 条例案を平成27年第一回練馬区議会定例会に提出予定

平成27年4月1日 条例施行予定